会議の名称	令和4 (2022) 年度第1回門真市文化財保護審議会
開催日時	令和4 (2022) 年8月24日 (水) 午後2時から午後3時10分まで
開催場所	門真市保健福祉センター4階 第2会議室
出席者	(委員) 笠井会長、呉林副会長、李委員、澤井委員 【出席人数 4人 / 全5人中】
	・文化財の指定等諮問
議題	· 文化財保護審議会臨時委員委嘱
(内 容)	・門真市指定文化財の指定について
	・門真市地域文化財の登録について
傍 聴 者 数	0人
担当部署	(担当課名) 市民文化部 生涯学習課 歴史資料館
(事務局)	(電 話) 06-6908-8840 (直通)

【事務局】

それでは令和4 (2022) 年度第1回門真市文化財保護審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。まず、会議の次第でございます。つぎに諮問書写でございます。こちらには市指定文化財候補及び地域文化財候補についての説明資料も添付しております。不足等がある場合は挙手にてお願いします。よろしいですか。

それでははじめに、門真市長宮本一孝よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【市長】

令和4 (2022) 年度第1回門真市文化財保護審議会の開催にあたりまして、ご 挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、市政各般、とりわけコロナ禍で様々な課題がある中、ご尽力いただいていることに心から感謝を申し上げると同時に、門真に様々なご支援をいただいていることに御礼申し上げます。

令和2 (2020) 年度には門真市幸福東土地区画整理事業に伴う普賢寺遺跡の発掘調査を行いまして、本市におきましては最大規模の調査になったわけでございますけども、市民の皆様含め、私も現場の方にも行かせていただいて、色々な話も聞かせていただいたような次第で、調査も無事に終わり、本年8月末には発掘調査の報告書を刊行することができます。誠にありがとうございました。

埋蔵文化財をはじめ、各種文化財を保護し、未来へ、後世へと引き継いでいく

ことは、行政として非常に重要な役割だと考えておりまして、様々な活動も全国的に復調の兆しを見せていくという風に思っております。

平成 31 (2019) 年に一部改正し、施行されました文化財保護法では、地域の実情に応じて、文化財をまちづくりに活用しつつ、文化財の保護や継承に取り組んでいくことに重点が置かれているところでもございまして、本市におきましては令和2 (2020) 年に門真市文化財保護条例を制定いたしまして、昨年4月には本審議会を設置したところであります。いよいよ本日は、文化財第1号の指定・登録に向けて、諮問をさせていただくという運びになってございます。

皆様方から忌憚のないご意見を賜り、門真としては今まで課題であった部分も含めて取り組んでいくことではありますので、よろしくお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。市長の挨拶にもありましたように、今回の審議会の 主要議題である文化財の諮問につきまして、諮問書をただ今から市長より文化 財保護審議会会長に交付したいと思います。

<諮問書交付>

【事務局】

ありがとうございました。続きまして門真市文化財保護条例第20条及び同施 行規則第19条に基づきまして、澤井浩一氏を臨時委員に委嘱したいと考えてお ります。澤井氏には今般申請のありました地域文化財の調査をお願いする予定 であります。それでは、市長より澤井氏に委嘱状を交付したいと思います。

<委嘱状交付>

【事務局】

ありがとうございました。宮本市長におかれましてはほかの公務のため、ここで退席させていただきます。市長、どうもありがとうございました。

<市長退席>

【事務局】

それでは、本日の門真市文化財保護審議会の出席者について、ご紹介いたします。まず、審議会委員をご紹介いたします。

<委員紹介>

【事務局】

なお、櫻木委員におかれましては本日、欠席でございます。次に事務局の出席 者を紹介いたします。

<事務局紹介>

門真市文化財保護条例施行規則 第 21 条におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。本日は委員 5 名中 4 名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

本日の進行につきましては、お手元の次第のとおりでございます。

これ以降の進行を会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、最初の議題であります門真市指定文化財について、事務局より説明 をお願いいたします。

【事務局】

門真市文化財保護条例第6条では門真市指定文化財の指定について定めています。この条文は、市長は市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要なものを門真市指定文化財に指定することができる、としています。門真市は「普賢寺古墳出土盾持人埴輪」を門真市指定文化財候補として考えています。

それでは「普賢寺古墳出土盾持人埴輪」について説明いたします。普賢寺古墳は、門真市幸福町に所在します。平成 12 (2000) 年の調査で発見された、市域で最初に確認された古墳です。主体部は未調査ですが、6 世紀前半に築造された直径約 30mの円墳と推定されます。墳丘を囲むように周濠が掘られており、平成 12 (2000) 年の調査では東側の周濠部分を発掘調査し、盾持人埴輪を含む多くの埴輪が出土しました。

古墳の墳丘上に並べられた埴輪は、筒状の円筒埴輪と様々な形をした形象埴輪に大別され、盾持人埴輪は形象埴輪の人物埴輪の一種に分類されています。一般的に、盾持人埴輪は古墳の祭祀の時に悪霊などの侵入を防ぐために墳丘に立てられたと言われています。

今回の指定候補であるこの埴輪は周濠から首の折れた状態で出土し、頭部は

頭頂部の3分の2及び左側面を一部欠損するものの、頸部まで保存状態は良好です。頸部から頭頂部までの残存高は27.8cm、最大幅は19.2cmです。目から耳にかけてと、鼻の周囲、顎に入墨を表現したと思われる線刻が施されているのが大きな特徴です。盾部分も一部出土しており、全体の高さは約1mと推定されます。

盾持人埴輪の出土は大阪府内では珍しく、現在10例ほどが確認されております。最近では令和2(2020)年に羽曳野市陵東遺跡から出土しています。盾持人埴輪は北関東で出土例が多く、特に埼玉県から多く出土していますが、普賢寺古墳出土の盾持人埴輪は形態や入墨の表現が極めて特異で、現状では類例がありません。

このように学術的にも非常に貴重な考古資料であり、門真市文化財ガイドブックの表紙に使われるなど市民にも広く親しまれているこの埴輪は門真市指定文化財候補としてふさわしいと考えられます。委員の皆様にはご審議をお願いします。なお、会場に資料を展示しております。少し時間を取りますので、ご覧いただければと思います。

<スライド説明 各委員盾持人埴輪見学>

【会長】

それでは事務局からの説明が終わりまして、「普賢寺古墳出土盾持人埴輪」の 門真市指定文化財の指定について、何かご意見とかご質問はございますか。

【副会長】

今、資料を拝見しましたが、しっかり本体が残っていますね。市指定文化財に 指定してもよいかと思います。それで、門真市の宝として残していければよいと 思います。

【会長】

普賢寺遺跡と普賢寺古墳はどのような関係があるのですか。

【事務局】

今回の普賢寺遺跡発掘調査におきまして、普賢寺古墳の南約100mの地点から、 古墳が1基検出されました。主体部は調査区外のため未調査ですが、周濠が検 出されまして、調査区のコーナーの部分に円墳があるのではないかと思われま す。周濠内の出土遺物から埴輪が出て来まして、普賢寺古墳と同じ5世紀末から 6世紀初めに築造された直径約20mの円墳と推定されます。当時、普賢寺遺跡 周辺には古墳群が存在した可能性が高いと考えられます。

【会長】

ありがとうございます。ほかに何かございますか。ご意見がお有りかと思いま す。少し考えていただく間に私から、覚えているうちに言っておこうと思います。

一つは現在、埴輪を復元していますが、これを指定文化財にしてしまうと、の ちのちほとんど手を加えることはできないと思います。石膏部分とかはいずれ 剥落して、危ないと思いますので、できればこの段階で復元をプロの業者さんに もう一度やり直してもらったらどうかと。それから指定をされたらどうかと思 います。指定してしまったら触れないので、指定記念でも構いませんけども、指 定の後に市が予算を組んで、頭部だけで構いませんので、復元制作をするのはい かがですか。

もう一つは、盾の部分がありますが、もう一度あの部分の復元図を検討して、 きちんとした復元図を作って、レプリカを作られたらどうかと思います。あれ本 当は1mありますが、この頭部だけでなく全体があるわけで、盾持人としての全 体像が分かるようなレプリカを作られたらよいのではないかと思います。

これ自体は本物でよいのですけども、もう一度きちんと復元することと、それからもう一つは全体像のレプリカを別で作るという、少しお金が掛かりますが、それこそが実は文化財保護にとって一番大切ではないかと思います。

ただこれを指定したらそれでよしというわけでなく、さらにもしできるならこの頭部をもとに、例えばキーホルダーとか、Tシャツを作るとか、そういうことをやるといいかなと思います。

それくらいの、非常に価値があって特徴的な人物埴輪の頭部ですので、関西では非常に珍しいと思います。

そういうことも含めて活用ということで。そこまで考えていただいたら、少しお金が掛かりますが、やられたらいいかと思います。他の委員の方はいかがでしょうか。

【李委員】

会長の方からはキーホルダーなどがよいのではとご意見がありましたが、私はミュージアムグッズの中でクリアファイルを集めるのが趣味でございまして、 是非とも事務局の方にはクリアファイルもご検討いただければと思います。

【会長】

澤井委員いかがですか。

【澤井委員】

私は考古学は専門外ですが、写真を拝見した時とか図を拝見した時、どこが本物でどこが石膏部分か少しわかりにくいです。

【事務局】

復元に関してですが、石膏で復元した部分を分かりやすいように、色を若干変えたりすることもあるのですが、こちらの復元は、このように同じ色に着色したので、分かりにくくなっています。そのため、白黒写真にしてしまうと本当にどの部分が石膏で、どこが本物なのかわからなくなっています。さきほど会長が言われましたように、次にもう一度、プロの業者に発注する場合は、少し検討する余地があるのかと思っています。

【濹井委員】

それでは、頭部についてはガイドブックの表紙に載っている部分だけがあったということですか。

【事務局】

その部分とさらによく見ていただいたら分かるのですが、周囲に散らばっていた破片が接合されて、左上の方に本物の部分があります。

【濹井委員】

これ上の方が石膏ですか。

【事務局】

そうです。頭の上の方が石膏です。頭の上の方も一部本物ですので、そこから、 少しずつ復元していきました。

【会長】

そういうことで、いいですか。

【事務局】

再度確認させていただきたいことがあるのですが、会長が言われました、指定してしまうと、今後、修復などがしにくくなってしまうということですが、調査をこれからお願いし、調査が進んである程度、実態が分かってくるようになってくると思うのですが、どの段階で財政当局や修復業者と話しをしていく必要があるのか、具体的なスケジュールをもう一度教えていただいてよろしいですか。

市の方で考えられている調査期間は今年度と来年度でしたよね。2年間で調査っていう話でしたよね。

【事務局】

市指定文化財についてはそういうスケジュールを考えています。

【会長】

そうですね。現在付けておられる復元図もあるのですけども、復元図を全部作ってしまうと、元に戻せないので、復元図はこれでいいのかということを私だけでなく、人物埴輪を研究している研究者と一緒に、もう一度検討して、これで絶対間違いないというところまでやってからでよいと思います。

あと、頭部だけは完全に復元していますが、この石膏というのは、いつまでももつものではなく、劣化していきますので、別の樹脂を使うみたいです。いまは良くできた復元があるので、それとともに全身像を。これだと頭だけとのイメージが付いてしまうので、子どもたちに見せるとか、展示するにしても、本物は本物として保管しておいて、レプリカで全身像を制作して、こんな大きなものが実際立っていたということを見せるということに意味があるわけです。

今のまま、頭部だけ復元、残りの破片はコンテナの中、では活用としてはよくないと思うので、少しお金は掛かりますが、まずは頭部を作るということと全体の実測図をもう一度作ってそれに基づいて、レプリカの作成とか復元とかをする。それでその後にもし余裕があったら、さきほどのキーホルダーとかクリアファイルとかを作られると、よく知られるようになると思うので。これが指定文化財となった意味が非常にあって、いいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。まずは調査していただいて、指定文化財に指定いただく中で、折々にご相談していきながら補修するスケジュールも今後、組んでいこうと思います。

【会長】

市としては、お金を出すにあたっては指定文化財の方がやっぱり出しやすい と思います。ただそれほど慌てなくても、指定文化財になってからでいいかなと 思います。

よろしいでしょうか。ほかに委員の方々いかがでしょうか。申し訳ないですが、

ご検討いただきたいです。

それでは、次の案件といたしまして、門真市地域文化財の登録について、事務 局より説明をお願いします。

【事務局】

門真市地域文化財の登録につきましては、門真市文化財保護条例第 16 条及び施行規則第 9 条において定めておりまして、条例におきましては、市長は市の区域内に存する文化財のうち、市民生活及び地域に根ざして承継され、保存及び活用の必要があるものを門真市地域文化財として登録することができる、としています。

令和4 (2022) 年度の地域文化財につきましては、令和4 (2022) 年4月1日 から5月31日まで申請を受け付けまして、4月15日に門真市ひんや節保存会 から登録申請がありました。今年度の申請はこの1件でございます。

申請のありました、ひんや節につきましては、実際の様子を記録した映像を以前、保存会の方からご寄贈いただいておりますので、まずはこちらをご覧いただきたいと思います。

<DVD 上映>

それでは、私の方からひんや節保存会から提出されました申請書及び添付書類をもとに、来歴などをかいつまんでご説明いたします。ひんや節は明治時代前期を起源とし、東本願寺の再建にかかわるという由緒を持つもので、現在はご覧いただきましたように唄と4種類からなる踊りによって構成されています。

明治以降は棟上げなどの際に、折に付けて踊られていたようですが、戦後には一部を残して途絶えてしまいました。こうした中、画期となったのは昭和 47 (1972)年に和歌山市で開催されました民俗芸能大会でありました。前年の都市対抗野球大会での応援のために復活していたものを、この民俗芸能大会で披露されたようでして、以後、門真市婦人団体協議会や文化協会の有志によって保存されてきました。

その後、平成2 (1990) 年の国際花と緑の博覧会、いわゆる花博ですとか、平成26 (2014) 年の大坂の陣400年天下一祭に出演され、平成23 (2011)年には門真市ひんや節保存会が発足し、保存・継承に努めておられます。

保存会では、ひんや節を地域文化財に登録することで、門真を代表する伝統文化の一つとして、市民に広く認識していただくとともに、今後の保存・継承・発展においても有用であるというように考えておられるようです。

今後、ひんや節に関わる調査につきましては、澤井委員にお願いしたいと思っ

ております。私の方からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。事務局としてご回答いただくのは難しいところもあるかも知れませんが、ひんや節について、何かご意見やご質問、よろしくお願いいたします。

【澤井委員】

これから調査をさせていただくことになると思うのですけど、直接の内容ではないのですが、ひんや節の保存会さんの方から今回申請してこられた理由などをお伺いしておいた方がいいかなと思いますので、申請書などを拝見したりすることはできますか。

【事務局】

本日、申請書等をお持ちしております。ただ今から配布しようと思いますが、何分、申請書には個人情報が含まれておりますので、これらの資料につきましてはこの会議限りとさせていただきたく思います。ですので、今からお配りいたしますが、その点ご了承いただきたいと思っております。それではお配りいたしますので、しばらくお待ちください。

<申請書等の資料 配布>

【澤井委員】

こちらの方で概要はおおよそ掴めるかと思うのですが、現状に関して教えていただきたいと思います。活動の内容とか、現在の会員数など分かりましたら教えていただけたらと思います。

【事務局】

当方で把握している限りでのお話になりますけれども、毎年6月に文化協会の芸能部会、それと8月のふるさと門真まつり、あと11月の文化祭に出演されておられます。さきほど見ていただきましたように、踊りと音頭のパートがあるわけですが、それぞれおおむね月2回程度練習されておられるようでして、文化協会の芸能部会とか文化祭の前には、踊りと音頭の合同練習を行っておられます。現在の会員数はお聞きしたところ、令和4(2022)年4月1日現在で36名とお聞きしています。以上です。

よろしいでしょうか。澤井委員、いいですか。

【澤井委員】

大丈夫です。

【会長】

私は大阪の天神祭に関わっているのですが、リズムとかは天神祭と重なる音頭があるように聞こえます。

【澤井委員】

その部分はだんじり囃子なので、ちょっと別物を演出で付け加えているのかなと拝見しています。

【会長】

あれはまた別なのですね。分かりました。これ楽譜であるとか、歌詞であるとか、所作の記録とかそういうのは残っているのですか。

【事務局】

この度申請されるにあたりまして、採譜したものを提出していただいております。それと歌詞は、かつてレコードを出されていたようでして、それに歌詞カード、踊りの所作などを簡単に図示したものが付けられておりますので、映像だけではなく、歌詞と採譜したもの、所作の図などは揃っております。

本日、当館が所蔵しております、ひんや節関係の資料を持ってきておりますので、会議が終わりましたらご覧いただければと思います、

【会長】

ありがとうございました。一番の問題は、いくら指定しても継承していく人がいるかどうかが問題になってきますが、そのあたりの見通しとかはいかがですか。

【事務局】

そのあたりがなかなか難しいところかと思うのですけども、ひんや節保存会の方でも、今後、新しいメンバーを募っていただくとか、そういう働きかけ、取り組みを考えていただけたらと思っております。

澤井委員にお聞きしたいのですが、どのように調査とか、記録を取っていかれるのかをお聞きしたいです。

【澤井委員】

私も音楽面は専門外なところがございますので、民俗調査的な手法でいこうかと思っています。昭和30年代に出された『門真町史』にかなり詳しく記載がありまして、そちらの裏付けの資料があまりないようですから、その裏付けをすることで歴史的な面は補強出来ると思っておりますので、そのあたりをメインに調査していく予定です。

【会長】

2年くらいかかりますか。

【澤井委員】

任期次第ですが、できるだけ早く。

【会長】

ありがとうございました。他の委員の皆様方で、何かございますか。

【副会長】

ひんや節ができたのは、わりと新しいのですね。

【澤井委員】

明治以降になります。

【副会長】

江戸時代後期くらいに始まったのではなくて、近代になってからなんですね。

【澤井委員】

明治の東本願寺の再建に由緒がある音頭ですね。

【副会長】

こういうのは昔、多かったですよね。お寺が焼けたからその資金集めにこの音 頭で地域を回って、本堂の再建をやるということですよね。

【澤井委員】

勧進は古くからあるかと思います。その流れをくむような活動だと思います。

【李委員】

確認ですが、このお近くにございます願得寺は真宗大谷派ですか。

【事務局】

そうです。

【李委員】

門真の願得寺は蓮如上人の息子の実悟が入っておられるぐらい、浄土真宗のなかでは大変格の高い寺院です。

【副会長】

河内では格が高いですね。

【李委員】

ですので、熱心な門徒がこのあたりにいらっしゃって、年代的には明治で新しいと言われましたが、そういった流れがこの地に古くから根付いていて、今、澤井委員が言われましたように、勧進という中世以来の手法を使って、芸能という形で脈々と繋がってきたのではないかと思います。ですので、こちらの地域文化財として登録するには、大変意義があるのではなかろうかと私は思っております。

【副会長】

報恩講の時もお参りに来た人が昔は非常に多かったようです。それだけ真宗の檀家の方にとって、それが一つの催しになっていたみたいです。最近もまだあるのですか。私は知らないのですが、今もやられているのですか。

【事務局】

すみません。確認を取れていませんが、かつては報恩講が大変盛んで有名であったと聞いております。

【副会長】

近隣在所からわりとお参りに来られて。北河内では由緒があるようです。これがこのように残ってきたというのは、当初は宗教性があったにしろ、地域

に根付いてきたからだと思います。地域に根付いてきたことが、歴史的に非常に 重要であると考えてもいいかと思います。

地域に根付かせていくという方法として、様々な機会を捉えて、たとえば小学 校などでこの踊りをやったらどうかとも思いました。

【澤井委員】

昭和 47 (1972) 年の民俗芸能大会の際に、歌詞の方は宗教性を抜いた新たな歌詞を作っておられますので、そういう意味では、現状上演されているものは、宗教性がほぼないような内容でやられているかと思います。

【副会長】

そうですか。そのあたりを把握していませんでした。

【澤井委員】

ただ、逆に変わってしまっているので文化財としてそれでいいのか、というと ころは出てきたりはします。

【副会長】

ありがとうございます。

【会長】

それでは澤井委員、よろしくお願いします。いくつかのご質問とか、ご意見を いただきましたがほかにございますか。

今回の案件とは違うのですけども、私から事務局の方にお聞きしたいのですが、現在、資料館は閉館中ですね。これを今後どのような方向性にするかとか、 目途とかお有りでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

【事務局】

7月末をもって展示を一時休止しております。その間、図書館などの施設で、 巡回展示という形で引き続き啓発活動を続けていこうと思っています。

ただ、施設として何もないというのはやはりよろしくありませんので、市内にある市有施設の中で集約化、複合化できる施設がありましたら、その中に歴史資料館を入れていき、次の施設に移れたらな、という具合に今、検討しております。

いくつか候補は挙がっておりまして、施設の指定管理期間終了を目途に、次の施設への入館を考えておりますので、それに向けた準備を進めていけたらと考えております。

せっかく資料館があっても、それが今、クローズとなっていて、そのままフェードアウトしてしまうのはよくないと思うので、何らかの形で継承していただきたい。

審議会には、専門の先生方がいらっしゃいますし、市民の代表の方もいらっしゃる。門真市は市民学芸員活動をしっかりやっておられるので、人の面は市民学芸員とか審議会とかがバックアップしていって、あとはどこかの建物を再利用するとかそういうことを考えていただいて、ハードもどこか探していただきたい。

それと、博物館や資料館は単に物があったらできるわけじゃないので、それを 準備していく過程がすごく大事だと思います。物は今から整理されると思うの ですけど、今回の指定とか登録の物件もそうですけど、それだけではなくて、人 材の確保など、いずれリニューアルオープンされる時に活用されればと思うの で、是非、審議会の先生方と市民学芸員も一緒になって新しい資料館を作るべく、 数年かかると思いますが、準備していって、いずれはそれが実を結べばいいなと 思っています。

【事務局】

ありがとうございます。移転先が決定し、歴史資料館として改修する際には審議会の皆様に色々とご意見、ご指摘などいただけたらと思っています。すみませんが、よろしくお願いいたします。

【会長】

審議会は単に物の指定とか登録をするところではないと思うので、市が持っておられる文化財をどのように活用していくかということを考えていく場だと思うので、よろしくお願いしたいと思います。ほかに何かございますか。どんなことでも結構でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、今回の案件につきましては、今後、調査・検討を重ねていくという ことで、今年度もしくは来年度まで調査・検討するということでよろしいかと思 います。それでは事務局の方よろしくお願いいたします。

【事務局】

その他といたしまして、文化財の指定・登録に関するスケジュールについて、 いくつか申し上げておきます。令和3(2021)年度第1回文化財保護審議会にて 会長からご提案のありましたように、諮問後、文化財を調査し、決定するまでに は時間を要します。さらに調査するにあたっての調査費用が発生することから、 指定はおおむね2年に1件、地域文化財の登録についてはおおむね1年に1件 を目途にしてはどうかと言われていましたので、そのように指定・登録に向けた 準備を進めて参りたいと考えております。

このスケジュールを考えていきますと、今年度末に令和4(2022)年度第2回 文化財保護審議会を開催させていただきまして、それぞれの案件につきまして、 調査の進捗状況についてご報告、ご意見を賜ればと考えております。

また、調査費用につきましても今年度は予算措置を講じておりますので、別途、 ご相談いただければと思っております。私からは以上です。

【会長】

以上で、本日の門真市文化財保護審議会を閉会したいと思います。皆様、ご審議いただきましてありがとうございます。事務局よろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。この後、調査をご担当いただきます委員の先生方には貴重なお時間を拝借することとなりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。今後とも本市の文化財行政にご指導、ご鞭撻のほど、重ねてお願い申し上げまして、本日は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了 15:10)